

亀山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月24日

亀山市長 櫻井義之

亀山市規則第22号

亀山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成17年亀山市規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表第4（第9条関係）			別表第4（第9条関係）		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	[略]	[略]	常時介護を要する状態	[略]	[略]
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場	月額 <u>90,790円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出		2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場	月額 <u>85,490円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出

	合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>90,790</u> 円以下であるときに限る。)	された額)		合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>85,490</u> 円以下であるときに限る。)	された額)
随時介護を要する状態	[略]	[略]	随時介護を要する状態	[略]	[略]
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>45,400</u> 円以下であるときに限る。)	月額 <u>45,400</u> 円 (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)		2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>42,700</u> 円以下であるときに限る。)	月額 <u>42,700</u> 円 (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)
備考 表中の [] の記載は注記である。					

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表第4の規定は、令和8年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。